

2017年2月10日

社債権者各位

東京都港区芝大門一丁目1番30号
会社名 株式会社ユーシン
代表者名 代表者代表取締役 岡部 哉慧
問合せ先 経理財務本部長 田尾 和也
電話 03-5401-4653

社債権者集会決議認可公告

2017年1月30日午前11時開催の株式会社ユーシン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本社債」という。）の社債権者集会における下記決議について、同年2月6日付で、裁判所の認可決定（東京地方裁判所平成29年（ヒ）第30号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部平成29年2月6日付決定）がありましたので、会社法第735条の規定により公告いたします。

記

（1）平成28年11月期末日における、当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産の部の純資産合計金額が、平成27年11月期末日における当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産の部の純資産合計金額の75%に相当する金額未満となったことを理由とする本社債の財務制限条項（本社債の発行要項第18項第(2)号）違背について、本社債の発行要項第20項第(10)号に基づく本社債の期限の利益喪失をさせることは必要でない。

（2）本社債の発行要項第20項を、以下のとおり変更する。

*変更箇所を下線を付しております。

| 現行社債要項 | 変更案 |
|--|--|
| <p>20. 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、第16項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。</p> <p>(1) 当社が、第12項の規定に違背したとき。</p> <p>(2) 当社が、第15項の規定に違背したとき。</p> <p>(3) 当社が、第13項第(9)号乃至第(16)号、第16項第(2)号または第21項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行または補正をしないとき。</p> <p>(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。</p> <p>(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。</p> <p>(8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは</p> | <p>20. 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、第16項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。</p> <p>(1) 当社が、第12項の規定に違背したとき。</p> <p>(2) 当社が、第15項の規定に違背したとき。</p> <p>(3) 当社が、第13項第(9)号乃至第(16)号、第16項第(2)号または第21項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行または補正をしないとき。</p> <p>(4) 当社が、本社債以外の社債(ただし、<u>株式会社ユーシン2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債</u>を除く。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。</p> <p>(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。</p> |

| 現行社債要項 | 変更案 |
|---|--|
| <p>は仮処分の執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。</p> <p>(9) 当社が、第 19 項の規定に違背したとき。</p> <p>(10) 第 19 項の規定に基づき招集された社債権者集会にて期限の利益喪失が必要と可決され、同決議につき裁判所の許可を受けたとき。</p> | <p>(8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。</p> <p>(9) 当社が、第 19 項の規定に違背したとき。</p> <p>(10) 第 19 項の規定に基づき招集された社債権者集会にて期限の利益喪失が必要と可決され、同決議につき裁判所の許可を受けたとき。</p> |

以 上